

青森県報

号外第二十六号

平成二十二年
三月三十一日
(水曜日)

目次

出先機関

土地改良事業の工事の完了	東青地	一
土地改良区の役員就任及び退任	東青地	一
土地改良区の役員退任	東青地	一
右	同	一
右	同	一
右	同	一
土地改良区の役員就任及び退任	三八地	二
土地改良区の役員退任	三八地	二
土地改良区の役員就任及び退任	西地	二
土地改良区の役員退任	西地	二
右	同	二
土地改良区の役員退任	上北地	三
土地改良区の定款変更の認可	上北地	三
土地改良事業の工事の完了	上北地	三
土地改良事業の工事の完了	同	四
土地改良事業の工事の完了	同	四
土地改良事業の工事の完了	同	四

出先機関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

東青地域県民局長 武田哲郎

土地改良事業の名称	蟹田高銅屋地区基盤整備促進事業
事業を行う者	外ヶ浜町
工事を完了年月日	平成三・二・二六

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

中南地域県民局長 佐藤修

役員区別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	寺嶋 定廣	弘前市大字高杉字阿部野九の一	平成三・二・二五

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

中南地域県民局長 佐藤修

役員区別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	成田 正栄	平川市大坊竹内三	平成三・三・五

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

三八地域県民局長 堀内芳男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	掛端 文雄	三戸郡南部町大字上名久井字下モ町一八	平成三・五・二五

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

三八地域県民局長 堀内芳男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	寺澤 富治	八戸市大字櫛引字上明戸八七の四	平成三・三・二六

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

西北地域県民局長 藤本正雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年月日
監事	小山内 實	つがる市牛潟町塚野沢一〇四の一	平成三・二・三就任
"	長谷川藤行	木造孤槌江野島一四の二	"
"	成田 昭司	柏桑野木田福井七七の二	"
"	小山内 實	牛潟町塚野沢一〇四の一	三・二・二退任
"	工藤 眞	木造丸山竹鼻二〇	"

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

西北地域県民局長 藤本正雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	成田 博	つがる市富泡町敷分一五	平成三・三・二五

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、枝川鶴田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

西北地域県民局長 藤本正雄

〃	〃	監	〃	〃	〃	〃	〃	〃
長谷川慶太郎	諏訪松雄	事	神正一	長谷川廣志	茶谷貞悦	神正人	神瑞夫	神宣雄
田三二	三〇二	〃	〃	五〇二	〇八	一七〇	九〇	七〇二
〃	〃	〃	〃	五四二	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、和田土地改良区から、次のとおり役員の変更があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	戸沢儀貞	十和田市大字相坂字箕輪平一六九の一	平成三・三二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂土路土地改良区の定款の変更を平成二十二年三月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年三月三十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

坪	中	地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
〃	嶋	〃	一般農道整備事業	平成三・二・三
〃	〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭